



特集

トップアスリートが誕生

須恵町から



三菱重工
相模原ダイナボアーズ
安恒直人選手



アビスパ福岡
前田一翔選手

戸籍などに氏名のフリガナが記載されます



5月26日(月)に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」が本籍地から順次お知らせされます。須恵町が本籍地の人には7月下旬を目安に順次お知らせ予定です。お手元に届いたら内容を確認し、フリガナが誤っている場合は、**令和8年5月25日(月)まで**に必ず正しいフリガナの届出をしてください。なお、フリガナが正しい場合は届出不要です。

※届出をしない場合、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。なお、通知のフリガナが正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望する人はフリガナの届出をすることができます。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載されるフリガナの通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏名のフリガナ】	
姓	法 務
フリガナ	ホウム
氏名のフリガナの届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

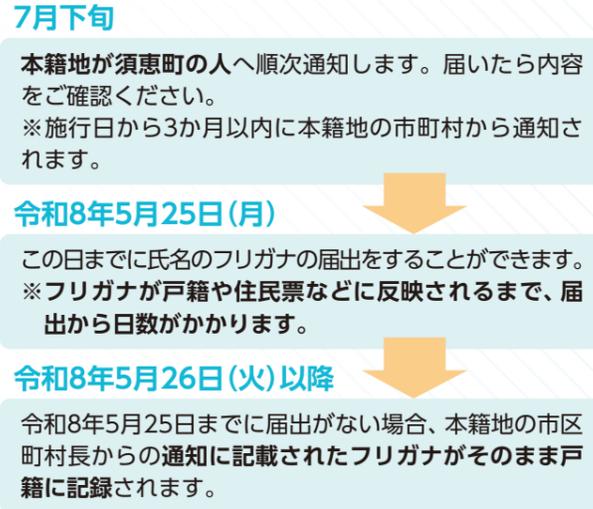
【名のフリガナ】

①	あ	太 郎
	フリガナ	タロウ
②	も	京 子
	フリガナ	キウコ
③	る	正
	フリガナ	タダシ
④	あ	ゆり
	フリガナ	ユリ

①～④のうち最初に届出可能です。
[未成年者については、親権者からの届出も可能です。]

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

●フリガナが戸籍に記載されるまでの流れ



●届出先や届出方法など

5月26日(月)から令和8年5月25日(月)まで、届出をする人の本籍地または所在地の市区町村の役場窓口・郵送・マイナポータルのいずれかの方法で氏名のフリガナの届出ができます。
※マイナポータルからの届出は、窓口への来庁が不要です。
※フリガナが「一般的な読み方以外の読み方」の人は、読み方が通用していることの証明として、届出時にパスポートや預金通帳をご持参ください。

●制度の詳細・お問い合わせ先

国がコールセンターを設置する予定です。コールセンターの電話番号については、決まり次第、須恵町ホームページなどでお知らせします。
なお、制度の詳細については、法務省ホームページをご覧ください。



法務省ホームページ



マイナポータル



- ご注意ください**
- フリガナの届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
 - フリガナの届出に関する詐欺にご注意ください。法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

☎ 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線120)

☎お問い合わせ先

[発行] 福岡県須恵町 [編集] まちづくり課
〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771
☎ 932-1151
URL <https://www.town.sue.fukuoka.jp/>
[印刷・製本] 株式会社三光



公式LINE



QRコード



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。